

G Xスタートアップ開発製品等の需要創出支援事業 スタートアップ等 募集要項

募集期間

令和7年7月1日（火曜日）～ 令和8年6月30日（火曜日）

東京都

産業労働局 産業・エネルギー政策部計画課

【お問い合わせ先（受託者）】

デロイト トーマツ リスクアドバイザーズ合同会社

（所在地）	東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
（メールアドレス）	tokyo_gxsu@tohatsu.co.jp
（電話番号）	03-6679-0424

1 募集の概要

(1) 事業の目的

G X¹スタートアップ開発製品等の需要創出支援事業（以下、「本事業」という。）では、G Xスタートアップ等が事業会社とG X製品等の調達に向けたL O I²/オフテイク契約³締結のモデルを作り、広く発信することで、都内のG X製品等需要の創出を目指すことを目的としています。

この度、事業会社とL O I等の締結等に向けた取組支援を希望するG Xスタートアップ等を募集します。

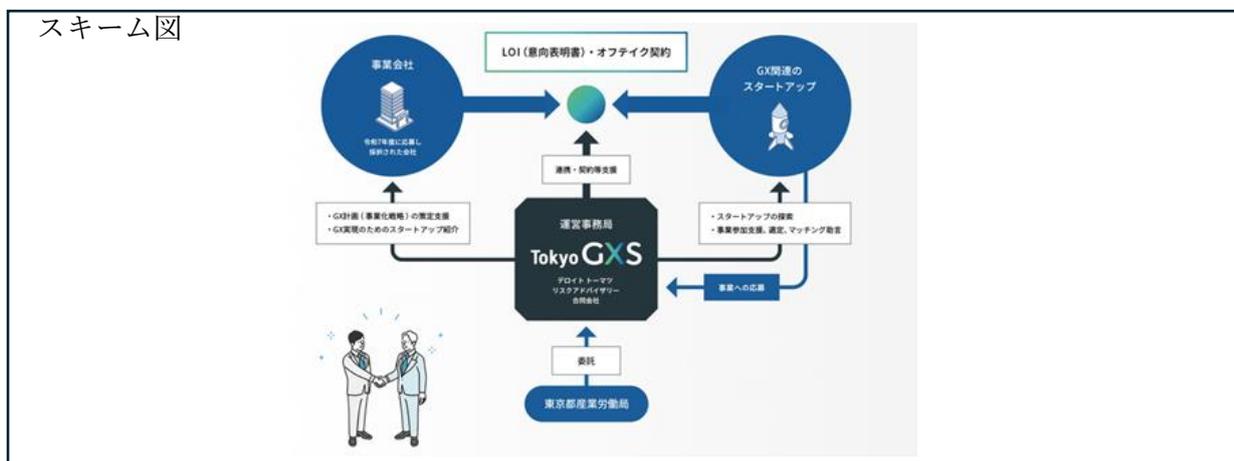
(2) 事業の概要

本事業は、次のような取組で構成しています。

- ・ 開発した先端的な製品や技術等を基に、事業会社とL O I/オフテイク契約締結を目指しているG Xスタートアップ等を募集します。東京都は申込内容を審査し、支援対象となるG Xスタートアップ等を選定します。

※支援対象となった場合であっても、事業会社とのL O I/オフテイク契約締結を必ずしも約束するものではありません。

- ・ G Xスタートアップ等が抱える自社製品、技術の普及展開や技術開発の高度化等の課題を解決するため、事業会社とのマッチングや、L O I/オフテイク契約締結、広報活動等の支援を実施します。



¹ グリーントランスフォーメーションの略。化石燃料中心の経済・社会、産業構造からクリーンエネルギー中心へと移行していくための変革やその実現に向けた活動。

² レターオブインテント（意向表明書）の略。取引やプロジェクトの初期段階において、関係者間での基本的な合意事項や意向を文書化したもの。

³ 事業化に向けた権利や制限の規定を明確にするための契約。

2 事業スケジュール

本事業は以下のスケジュールでの実施を予定しています。なお、実施スケジュールは事業の進捗等により変更となる可能性があります。

	2025年				2026年								2027年									
	7月…	11月	12月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
GXスタートアップ等の公募	募集																					
GXスタートアップ等の審査	審査（随時審査）																					
GXスタートアップ等への支援																						
事業会社とのマッチング			事業会社とのマッチング																			
LOI、オフテイク契約調整																						
各種ビジネスサポート																						

- ① GXスタートアップ等の公募（令和7年7月～令和8年6月）
 - ・GXスタートアップ等は、本募集要項の4応募資格に該当する場合、本事業への申し込みが可能です。6応募方法に沿ってご応募ください。
- ② GXスタートアップ等の審査（令和7年7月～令和8年7月）
 - ・運営事務局にて申し込み時の資料から、審査を実施します。選定されたGXスタートアップ等は、後段のマッチングに向けリストアップされます。
- ③ 事業会社⁴とGXスタートアップ等とのマッチング（面談）（令和7年12月～令和8年7月）
 - ・GXスタートアップ等は、ヒアリング等に基づき、事業会社が求めるGX製品や技術に適合する場合、事業会社とのマッチング機会が提供されます。
- ④ LOI/オフテイク契約等調整支援（令和8年7月～令和9年3月）
 - ・LOI/オフテイク契約締結に向けた総合的なサポートを行います。
- ⑤ 事業終了後の成果報告・情報発信（令和9年3月）
 - ・事業成果の広報及びPR（最終報告会等）を実施します。
- ⑥ その他
 - ・事業会社とのマッチングに至ったGXスタートアップ等は、運営事務局が開催する各種報告会等に参加するほか、本事業の広報活動やPRに積極的に協力するとともに、事業成果を自主的・積極的に広く周知していただきます。（例：ウェブサイトへの情報掲載、参加者による自社プレスリリースの発信等）
 - ・事業会社とのマッチングに至ったGXスタートアップ等の事業の情報や、事業の写真・動画を都が広報に利用する場合があります（機密情報、財産権を伴う技術情報等、公表に適さないものを除く。また、広報に利用する内容は事業者へ事前確認を行う）。

⁴令和7年10月を目途に、事業会社が選定され、事業HPにて公表されます。

3 支援内容

(1) ネットワーク構築・マッチングのサポート

運営事務局による公募選定プロセスを経て選定されたGX製品・サービスの導入意欲が高い事業会社との接点を得ることができます⁵。マッチングに際しては相互理解を深めるために、運営事務局による入念な事前準備、面談時のファシリテーション、事後フォローによる両社のコミュニケーションの補佐を行います。

(2) LOI/オフテイク契約締結に向けたサポート

運営事務局が手配する、本領域に精通した弁護士による契約書ひな形の作成及び第3社レビュー等、LOI/オフテイク契約締結に向けた支援を無料で行います。

(3) LOI/オフテイク契約締結後のサポート

契約後はGXスタートアップ等の事業加速を念頭に資金確保、インフラ確保、ビジネス構築、更なるネットワーク形成等、経営課題の解決に向けた支援を実施します。

⁵ 事業会社のニーズに基づいてマッチングのお声掛けを行うため、すべての支援対象GXスタートアップ等へ確約できるものではない点ご承知置きください。

4 応募資格

対象となるスタートアップ、中小企業は、次に掲げるすべての事項を満たす企業であることとします。

※支援期間中に下記の条件のいずれかを満たさなくなった場合、支援期間の途中であっても支援を終了する場合があります。

【基本要件】

① (ア)、(イ) いずれかの企業分類に属し、大企業⁶が実質的に経営に参画⁷していないこと。

(ア) スタートアップ：

- ・ 新たなビジネス領域で成功し、急速に成長することを志向する企業であること。
- ・ 応募時点で創業（第二創業も含む）後 10 年未満であること。
- ・ 都内の事業成長環境にアクセスして、都内企業との事業加速を志向していること。

(イ) 中小企業⁸：

- ・ 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当すること。
- ・ 東京都内に登記簿上の本店又は支店を有すること。

⁶「大企業」とは、中小企業の定義に該当する中小・中堅企業者以外の者で、事業を営む者をいう。

ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合を除く。

⁷「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

⁸中小企業の定義については以下の表をご参照ください

業種	資本金及び常時使用する従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

- ② GXに関する自社で開発された商品・サービス・技術等もしくはデジタル技術を活用しGXに適用可能な商品・サービス・技術等を保有していること。または、他社と共同開発されたGXに関する自社商品・サービス・技術等もしくはデジタル技術を活用しGXに適用可能な商品・サービス・技術等を保有していること。
- ③ 事業期間中に開発された商品・サービス・技術等を事業会社と連携することで幅広い展開を目指しており、LOI/オフテイク契約を行う明確な意思があること。

【その他要件】

- ④ 財務状況が健全であり、事業に必要な資金を調達できる見込みがあること。
- ⑤ 定期的な進捗報告、成果報告会への出席等、必須のプログラムに取り組むこと。
- ⑥ 事業に関する情報や事業の写真・動画を広報に利用することに同意すること（ただし、財産権を伴う技術情報等、公表に適さないものを除く。また、広報に利用する内容は事業者へ事前確認を行う）。
- ⑦ 都が支援する事業に対して、国や他の地方自治体の支援や助成を受ける又は、受けようとする場合は都に報告を行うこと。
- ⑧ 法令等もしくは公序良俗に反していない、あるいは反するおそれがないこと。
- ⑨ 反社会的勢力、又はそれに関わるものとの関与がないこと。
- ⑩ 暴力団[東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。]に該当せず、かつ、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。また、遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。
- ⑪ 会社再生法に係る更生手続の申立てや民事再生法に係る再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑫ 都からの指名停止措置を講じられていないこと。
- ⑬ 過去に国・都道府県・区市町村等が実施する事業に関して、不正等の事故を起こしていないこと。
- ⑭ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法等公的資金の支援先として適切でないと判断される業態を営んでいないこと。
- ⑮ 事業税等を滞納しておらず、また、東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

6 応募方法

(1) 次の応募フォームから必要情報をご入力ください。

(Microsoft Forms 形式)

URL : <https://forms.office.com/e/scMHnD87hn>

※注意点 :

- ・ 応募フォームにご記入いただいた内容は、審査をはじめ、マッチング先の選定等の基礎データとして事業終了まで使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。
- ・ 東京都が認めた場合を除き、内容の変更は原則できませんので、ご注意ください。
- ・ 応募フォームにご記入いただいた内容は、回答保存等で保管してください。
- ・ 応募フォームにアクセスができない場合は運営事務局までご連絡ください。

(2) 募集期間：令和7年7月1日（火曜日）～令和8年6月30日（火曜日）

(3) 問い合わせ先（受託者）

東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング（〒100-0005）
デロイト トーマツ リスクアドバイザーズ 合同会社
GXスタートアップ開発製品等の需要創出支援事業 運営事務局
(メールアドレス) tokyo_gxsu@tohmatu.co.jp
(電話番号) 03-6679-0424

7 審査

(1) 審査方法

書面審査

応募書類に基づき条件に合致しているか確認を行い、確認結果を申し込み後から10営業日以内を目途に全応募者に対してお知らせします。なお、情報を確認するため書面以外にお電話等でご連絡する場合がございます。審査通過後、本事業における採択事業者とのマッチング候補としてリストアップされます。

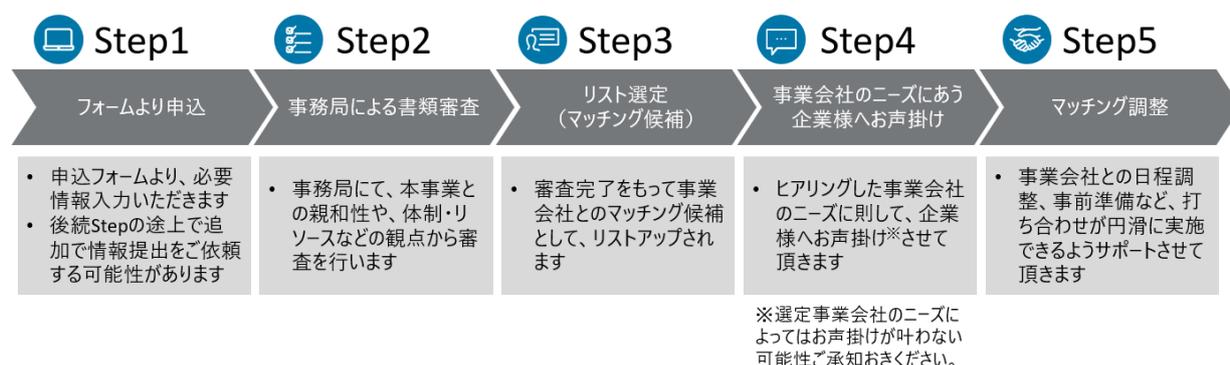
(2) リストアップされる条件

- ・ 選定される事業者との親和性
- ・ 体制・リソース状況
- ・ リスク管理能力
- ・ 支援の必要性 等

8 マッチング

マッチング候補としてリストアップされたGXスタートアップ等の企業は、連携先事業会社からのマッチング希望があった場合に運営事務局よりご連絡いたします。

事業会社とのマッチングまでの流れ



9 その他

(1) 提出書類の不備の取扱い

提出書類に不備がある場合、疑義がある場合等、再提出や追加提出（決算書を含む。）を求めることがあります。

(2) 別紙規約を遵守いただきますので必ずご確認ください。

(3) 本事業における各種支援については、東京都が民間事業者等に委託し実施します。

(4) 東京都が実施するアンケート等には必ずご回答いただきます。アンケート等は、今後の事業運営をより効果的に行うための参考とさせていただきます。

(5) 申込み情報の取扱い

円滑な事業運営のため、申込書等の提出書類に記載された情報や、必要に応じてご提供いただく情報を東京都が指定した業務委託先及び審査員に提供することがありますので予めご了承ください。また、東京都の施策及びこれに関連する各種事業案内等を行う場合があります。

(6) 個人情報の取扱い

提出書類に記載された個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき取扱い、業務委託先も同様の取扱いを行います。

(7) 東京都及び東京都が指定した業務委託先が記録のために撮影した写真等は、本事業の報告及び広報目的に使用することがあります。

(8) 諸般の事情の変化により、本要項記載の内容は変更となる可能性があります。また、東京都の判断で事業実施を見合わせる場合がありますので、予めご了承ください。

(9) 以下のいずれかに該当した場合は、支援期間の途中であっても支援を終了する場合があります。

ります。

- ① 4 応募資格に規定する対象スタートアップ、中小企業の条件に該当しなくなった場合
- ② 応募内容に虚偽があった場合
- ③ 違法行為等反社会的行為が確認された場合
- ④ 国・東京都及び公的機関等での助成金や補助金等の受給における不正行為が確認された場合
- ⑤ 東京都の名誉を著しく毀損する行動が確認された場合
- ⑥ 支援の継続が困難と東京都が判断した場合
- ⑦ その他、支援企業として不適切であると東京都が判断した場合

以上